

いじめ防止基本方針

新潟市立真砂小学校

1 いじめ防止基本方針策定の目的

いじめ防止対策推進法及び新潟市いじめ防止基本方針を踏まえ、いじめはどの子どもにも起こりうる深刻な人権侵害であることを認識し、子どもたちが互いに認め合い支え合い高め合う人間関係を築くことができるよう、学校・保護者・地域が信頼関係を構築しそれぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向け、いじめ防止に向けた対策を総合的かつ組織的に推進することを目的とする。

2 いじめ防止のための基本的な考え方

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法 総則第2条より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義より、事案が次の4つの要件に全て当てはまる場合に、その事案をいじめと判断する。

- ① 加害者・被害者とも児童である。
- ② 加害者と被害者が、一定の人的関係にある。
- ③ 加害者が被害者に心理的又は物理的な影響を与える行為を行っている。
- ④ 被害者が心身の苦痛を感じている。

(2) いじめの防止に向けた方針

- ① わかる授業・できる授業や、一人一人を生かす教育活動を充実させ、子どもの自己肯定感を高め、さらには保護者、地域との協力体制の構築を通して、いじめを生まない学校風土づくりに努める。
- ② すべての教職員がいじめ未然防止、早期発見、速やかな対処に積極的、組織的に対応するとともに、児童と共に解決を図る。
- ③ いじめの解決に向けて外部機関との連携が必要な場合には、警察、児童相談所等関係機関との連携を積極的に進める。

3 いじめ防止の方策と対応

(1) いじめの防止

- ① 従来の予防的・課題解決的な指導から、児童一人一人の成長を促す指導により力点を置き、新潟市の生徒指導リーフレット及びいじめ対応リーフレットに基づき、いじめを生まない人間関係・学校風土づくりに努める。
- ② 多面的な児童理解に基づく信頼関係を基盤とし、全教育活動を通してすべての児童に「目的意識」「自己決定」「個性・能力」「協同性」の4つの視点から自律性と社会性をはぐくみ、精神的、社会的な自立を目指す。

- ③ 分かる授業・できる授業をはじめ、一人一人を大切にし、生かす教育活動により学級・学年・学校の風土をつくり、保護者や地域との信頼関係や協力体制を構築する。
- ④ いじめについての指導を年度初めに行い、いじめが重大な人権侵害であり、決して許されないということを見事に理解させるとともに、「いじめをしない、させない、許さない」という意識の醸成に努める。
- ⑤ いじめの問題に対する学校の取組についての理解を促すために、児童や保護者に対していじめの問題に対する学校の考え方、対応の在り方、対応に係る組織等についてていねいに説明する。
- ⑥ いじめや差別につながる言動を許さないという姿勢で児童に接し、児童の人権感覚を育成する。
- ⑦ 教員の言動が児童一人一人や集団に与える影響は決して小さくないことから、教員一人一人が自身の発する言葉や振る舞いによって、いじめが助長されたり、いじめが発生しやすい雰囲気をつくられないように、十分注意を払い、児童が安心して生活できる環境づくりに努める。
- ⑧ 「いじめ見逃しゼロ月間」を設け、「いじめゼロ」を目指すため学級で「いじめに対するスローガン」を考えるなど、児童会活動をはじめ、児童の主体的な取組を積極的に進め、いじめ防止に向けた児童の意識向上を図る。
- ⑨ いじめ（インターネットによるいじめも含む）や人権、発達障がい、性別違和（LGBT）等に係る教職員の資質向上のために、校内研修を計画的に実施するとともに、研修会へ積極的に参加する。

(2) いじめの早期発見・いじめ見逃し0（ゼロ）

- ① 全職員で全児童に積極的にかかわり、児童をよくみる、話をよく聴く、寄り添う、かかわる、毎日必ず笑顔で話しかけたり名前を呼んだりほめたりするなどを積み重ねる。児童の一面的な理解にとどまることなく、多面的な理解に基づき、児童との信頼関係を築くものとする。
 - ア 朝の「真砂タイム」の実施
 - イ 帰りの会での振り返りの実施
- ② 日常の観察、こまめな記録の積み重ね、アンケート等の活用、教育相談体制の充実等により、いじめの早期発見に努める。
 - ア いじめ防止アンケートの実施（年5回実施）
 - イ 定期教育相談と教育相談アンケートの実施
 - ウ 生活意識調査及びQUアンケートの実施と活用
- ③ よく児童の様子を見取り、情報を収集、整理して共有し、組織的な対応に迅速につなげるようにする。
 - ア 職員会議での定期的な情報交換
 - イ 年三回の児童情報交換会（真砂っ子を語る会）
 - ウ 生活指導主任、特別支援教育コーディネーターによる、気になる児童の情報のまとめ
- ④ 保護者からの相談や地域住民からの情報提供にていねいに対応し、気になる情報についてはそのままとどめずに、児童からの聴き取りやアンケートの実施などの必要な対応を行い、いじめの有無について確認する。

- ⑤ インターネットや通信型ゲーム機、スマートホン等を通じた見えにくい「いじめ」にも注意を払う。また、地域から情報が得られるような体制を構築し、いじめの早期発見に役立てる。

(3) いじめへの対処

- いじめを認知したら、特定の教職員で抱え込むことなく、「報告,連絡,相談」を徹底し、速やかに組織で対応する。その際、いじめを認知した教職員から、例えば学年主任や生活指導主任を経て管理職に確実に報告が上がるといった校内体制を確実に整える。それとともに、「校内いじめ対応ミーティング」を開催し、解決に向けた手順と方針を決定し、共通理解を図るとともに、多方面から情報を収集、整理し、全体像を把握する。

なお、いじめが疑われる事案についても、特定の教職員が安易に「いじめではない」と判断するのではなく、複数の教職員によって判断する。

- いじめを受けた児童に対して、ていねいな聴き取りを行い、事実関係を明確にする。また、児童の気持ちに寄り添いながら対応を一緒に考えるとともに、「絶対に守る」という姿勢を示しながら心のケアに努める。
- いじめを受けた児童の保護者に対して経過や今後の方針をていねいに説明する。
- いじめを行った児童に対しては、謝罪を急ぐあまり児童の十分な反省を引き出さないまま安易な謝罪で終わらせることなく、相手の心の痛みを理解させ、自身の行為の問題点についての自覚を促す。また、今後の生活の仕方を考えさせ、自己決定させるとともに、本人の不安定要因への対処を行い、必要に応じて関係機関と連携して家庭環境への支援を継続する。
- 周囲の児童に対しては、自分たちのこととして問題をとらえ、いじめの観衆や傍観者にならず、いじめを未然に防いだり止めさせたりするために一歩踏み出す勇気もてるようにする。
- いじめを認知した場合、いじめを受けた児童やいじめを行った児童の保護者に対して適切に事実を説明する。
- 校内の組織や教職員だけでなく、保護者の理解、協力を得ながら取り組むとともに、必要に応じて関係機関と連携して取り組む。
- いじめの対処に当たっては、収集・整理した情報及びその基となるアンケートや聴き取りメモ、また児童への指導・支援の経過や保護者への説明の記録等を確実に保管する。
- いじめへの対処の結果、いじめが「解消」したかどうかについては慎重に判断する。「解消」とは、いじめがなくなることはもちろん、再発についての心配も全くなく、しかもいじめを受けた児童の心の不安が完全に払拭された状態であると捉え、それらにわずかでも心配がある場合には「一定程度の解消」と捉えて関係の児童への継続的な指導や支援、見守りを続ける。

○ 重大事態への対処

重大事態とは、児童がいじめを受けたことにより、以下のような事態に至った場合を指す。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※ 重大事態が発生した場合、重大事態につながるおそれがある事案については、新潟市教育委員会に報告し、指導を受け、事実を徹底的に調査し、対応する。

4 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 校内いじめ対応ミーティング

発生したいじめに対し、校内組織で迅速・適切に対処することを目的とする。構成メンバーは、管理職、生活指導主任、いじめを受けた児童やいじめを行った児童の学級担任・学年主任、その他事案に関係する教職員が必要に応じて加わるようにする。

(2) いじめ対策委員会

いじめの防止等の課題に対して、学校内外の人材がそれぞれの役割や専門性を発揮して、組織的・実効的に取り組むことを目的とする。

構成メンバーは、教職員、スクールカウンセラーや社会福祉士など心理や福祉の専門家、弁護士、学校医、学校評議員 市教育委員会等とする。

※ 重大事態や重大事案発生時には、緊急会議を開いて情報を迅速に共有し、対応の方針や内容を決定するとともに、保護者との連携を図りながら組織的に対応する。

(3) 五十嵐中学校区いじめ等に関する対策委員会（中学校区いじめ防止連絡協議会）

地域全体で子どもたちを見守り、いじめ防止に努めるため、中学校区で組織し、3校の実態やいじめ防止の取組について、情報の共有や連携の充実を図る。

構成メンバーは、3校校長・生活指導主任・生徒指導主事・PTA会長・スクールガードリーダー・青少年育成協議会会長、副会長、健全育成部とする。

5 いじめを行った児童及びその保護者への対応

いじめを行った児童に対しては、その行為が決して許されない行為であることを十分認識させ、決して繰り返さないよう指導する。その際、いじめを受けた児童の立場に身を置き、相手の心の痛みを推測させることを通して、自己の行為の重大さを実感させ、深い反省の上に立って再発防止を自ら誓うことができるようにする。

当該児童への指導においては、本人の心の弱さを受け止め、心情に寄り添いながら指導する。これにより、本人の心からの反省を促すとともに、その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出していく。

また、当該児童の保護者に対しては、我が子の行ったいじめに係る事実をていねいに伝え、その行為の重大さを当該児童と共に認識させるとともに、解決に向けた道すじを示し、保護者の協力を求める。

その後、子どもへの接し方や保護者としての役割について、適切に指導、助言する。

(平成26年4月1日 策定)

(平成28年4月1日 改訂)

(平成29年4月1日 改訂)